熊本県動物愛護ホームページ広告掲載要領

（趣旨）

第１条　この要領は、熊本県広告活用事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、熊本県動物愛護ホームページに掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有する「バナー広告」のことをいう。

（広告の掲載位置、掲載枠数及びアクセス数）

第３条　広告の位置及び枠数は、原則として熊本県動物愛護ホームページ（https://www.kumamoto-doubutuaigo.jp/）トップページ下部（８枠）とする（別紙参照）。なお、令和５年度の当該ページへのアクセス数は約１５．１万件である。

（広告の基準）

第４条　要綱第３条第１項第７号に規定する、熊本県動物愛護ホームページに掲載する広告として適当でないと県が認めるものは、次に掲げるものとする。

（１）社会的批判を招くおそれのあるもの

（２）意見又は個人の氏名を広告するもの

（３）県の施策及び事業の円滑な運営に支障をきたすおそれのあるもの

（４）その他健康危機管理課長が適当でないと認めるもの

（広告の規格）

第５条　広告の規格は、原則として次のとおりとする。

（１）大きさ：縦６０ピクセル×横１８０ピクセル

（２）形式：ＧＩＦ（アニメ不可）・ＪＰＥＧ・ＡＩデータ

（３）データ容量：５０ＫＢ以下（１枠）

（４）コントラスト：文字色と背景色とのコントラスト（明度差）を十分なものとすること。

（５）解像度：文字、イラスト等の解像度を高め、鮮明なものとすること。

（６）画像のＡＬＴ属性：（「広告：」で始め、「広告：」を除き全半角問わず３０文字以内）

（７）ウェブアクセシビリティに関する日本産業規格「JIS　X　8341-3:2016　高齢者・障害者等配慮設計指針―情報通信における機器、ソフトウェア及びサービスー第３部：ウェブコンテンツ」適合レベルAA準拠を基本とする。

（広告の禁止表現）

第６条　広告の表現は、ユニバーサルデザインの理念に沿ったものとし、広告の禁止表現は、原則として次に掲げるものとする。

（１）閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

（例）「閉じる」「キャンセル」等の表現等

（２）閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

（例）文字色と背景色のコントラスト（明度差）が強いもの等

（３）実際には機能しないもの

（例）入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

（４）閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれがあるもの

（例）「熊本県防災情報」、「熊本県観光情報」、「職員採用情報」等の表現

（５）その他広告の表現として適当でないと健康危機管理課長が認めるもの

（広告掲載の期間）

第７条　広告を掲載する期間は、１カ月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

２　広告を掲載する開始日（以下「掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

３　広告を掲載する終了日（以下「掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

４　前２項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が土曜日若しくは日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日又は１２月２９日から翌年の１月３日までの日に当たる場合の掲載開始日及び掲載終了日は、県が別に定める。

（広告掲載の募集方法）

第８条　広告の募集は、健康危機管理課長が行うものとする。

（広告掲載の申込み等）

第９条　熊本県動物愛護ホームページへの広告の掲載を希望する者は、熊本県動物愛護ホームページ広告掲載申込書（別記様式第１号）を添付書類とともに提出するものとする。

２　健康危機管理課長は、前項の申込みがあった場合は、要綱第３条及び本要領第４条から第７条までの規定により審査を行うとともに掲載の可否を検討し、その結果を掲載希望者に対して通知するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第１０条　掲載の許可を受けた申込者は、第６条の規程に基づき広告原稿データを作成し、原則として掲載開始日から起算して１４日前の日までで県が指定する日までに、健康危機管理課長が指定する方法で提出するものとする。

２　健康危機管理課長は、第１項の規定により提出された広告原稿の内容が、要綱第３条及び本要領第４条から第６条までの規定に反すると判断した場合は、広告主に修正を求めることができる。

（広告掲載料）

第１１条　広告の掲載料（以下「広告掲載料」という。）は、１枠あたりの月額を５，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

２　広告主は、前項の規定で定めた広告掲載料を、初回掲載月の１０日までに、県が発行する納入通知書により納入するものとする。

（広告掲載の方法）

第１２条　健康危機管理課長は、第１１条の規定により提出された広告原稿を原則として掲載開始日の前日の午後１時から午後５時までの間に掲載するものとする。

２　県は、前項の規定により掲載した広告を原則として掲載終了日の午後１時から午後５時までの間に削除するものとする。

（広告内容の修正）

第１３条　健康危機管理課長は、広告の内容等が各種法令、要綱、又は本要領等に違反している、若しくは違反する恐れがある、若しくは広告の内容等に誤りがあると判断したときは、いつでも、広告主に修正を求めることができる。

（広告掲載の取消し）

第１４条　健康危機管理課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

（１）要綱第３条及び本要領第４条から第６条までの規定に違反すると認められるとき

（２）第１３条の規定による広告内容の修正が行われないとき

（広告掲載の取下げ）

第１５条　広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができ、その際の広告料の取扱いは、要綱第６条の規定に準じるものとする。

２　広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により、健康危機管理課長に申し出なければならない。

（広告の変更）

第１６条　広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができる。

２　広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、第１０条の規定に準じて、広告原稿の作成及び提出を行うものとする。

３　前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第１０条第２項の規定に準じるものとする。

（リンク先の変更）

第１７条　広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して７日前までに、健康危機管理課長に届け出るものとする。

２　健康危機管理課長は、前項の届け出があった場合は、直ちに要綱第３条及び本要領第４条の規定により審査を行い、リンク先の変更の可否を判断し、広告主に通知する。

（その他）

第１８条　この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。

附　則

この要領は、令和７年２月　　日から施行する

【別紙】

広告掲載場所について

トップページ下部　８枠

